

令和 7 年度

庄和高齢者憩いの家解体設計業務委託
特記仕様書

春日部市 都市整備部 まちづくり推進課

西金野井第二土地区画整理事務所

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1. 業務名称 庄和高齢者憩いの家解体設計業務委託
2. 履行期間 契約確定日 から 令和7年12月19日 まで
3. 業務概要 ・庄和高齢者憩いの家の解体工事に係る実施設計業務
・上記に係るアスベスト含有建材調査業務及びPCB含有調査業務

4. 適用

本特記仕様書に記載されていない事項は、「春日部市建築設計業務委託共通仕様書」による。

本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 所在地 春日部市西金野井1053番地
- b. 敷地面積 1607.005 m²
- c. 用途地域 第一種低層住居専用地域
- d. 防火地域 ☐防火 ☐準防火 ☒指定なし
- e. 地域地区等 _____

(2) 施設の条件

- a. 施設名称 春日部市庄和高齢者憩いの家
- b. 施設用途 集会所
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第十二号第1類)

(3)-1 建築物の条件

- a. 棟名称 庄和高齢者憩いの家
- b. 建築物用途 集会所
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第十二号第1類)
- c. 面積 工事対象面積 360.63 m² (延べ面積 360.63 m²)
- d. 構造、階数 木造、地上 1 階・地下 0 階
- e. 耐震安全性の分類
構造体 — 類
建築非構造部材 — 類
建築設備 — 類
- f. 工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☒解体 ☐改修 ☐_____

(3)-2 建築物の条件

- a. 棟 名 称 貯蔵庫
- b. 建築物用途 工作物
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 - 号第 - 類)
- c. 面 積 工事対象面積 4.84 m² (延べ面積 - m²)
- d. 構造、階数 ブロック造、地上 1 階・地下 0 階
- e. 耐震安全性の分類
構造体 - 類
建築非構造部材 - 類
建築設備 - 類
- f. 工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☒解体 ☐改修 ☐_____

(3)-3 建築物の条件

- a. 棟 名 称 自転車置場
- b. 建築物用途 工作物
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 - 号第 - 類)
- c. 面 積 工事対象面積 8.1 m² (延べ面積 - m²)
- d. 構造、階数 鉄骨造、地上 1 階・地下 0 階
- e. 耐震安全性の分類
構造体 - 類
建築非構造部材 - 類
建築設備 - 類
- f. 工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☒解体 ☐改修 ☐_____

(4) 計画の条件

- a. 設 計 方 針 以下について特に配慮した計画とすること。
([] 内の数字は優先順位を示す。)
☒コストの縮減[2]、☐工期の短縮[]、☐工事中の施設運営[]、
☐メンテナンスの容易性 []、☐デザイン性 []、
☒騒音・振動の抑制 [1]
- b. 目標工事費 約 未定 万円(税抜き) 以下
- c. 予 定 工 期 令和 8 年 4 月 から 令和 8 年 12 月 まで

(5) 同施設関連の別発注業務

※無し

☐有り(業務名称 _____)

(6) 業務概要等の資料

以下業務概要等については、次の資料による。

- ※案内・配置図(業務概要) (別紙 2)
- ☒建物平面図 (別紙 3)
- ☒設計要求書 (別紙 4)
- ☐企 画 書 (別紙 _____)
- ☐基本設計書 (別紙 _____)
- ☐指示事項書 (別紙 _____)
- ☐BIM 活用に関する発注者情報要件(EIR) (別紙 _____)
- ☐_____ (別紙 _____)

Ⅱ 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計に関する標準業務
本委託対象外

- b. 実施設計に関する標準業務

(工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務は含まない)

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)	業務分野					
	総合	構造	設 備			
			電気	給排水 衛生	空調 換気	昇降 機等
解体工事の設計業務	■	■	■	■	■	□

(2) 追加業務の内容及び範囲

■建築積算	見積の収集、見積検討資料、見積一覧表、積算、数量算出書（積算数量調書を含む）、複合単価等資料及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成
■設備積算（電気）	
■設備積算（給排水衛生）	
■設備積算（空調換気）	
□設備積算（昇降機等）	

□日影図の作成（計画通知添付図面は含まない）

□透視図の作成	種 類：	判の大きさ：
	額の有無： □有り □無し	額の材質：
□模型の製作	縮 尺：	主 要 材 料：
	ケースの有無： □有り □無し	ケースの材質：
□模型の写真撮影	カット枚数：	判の大きさ：
	白黒/カラー：	

■工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成

■リサイクル計画書の作成

■アスベスト含有建材の分析調査及び調査報告書の作成	分析調査方法（定性分析）□ 1481-1 □ 1481-2 ■いずれか
	[JIS A 1481]：（定量分析）□ 1481-3 □ 1481-4 □いずれか
	調査検体数： 18検体
	調査対象室、床材1、天井材7、屋根材1
	部分又は建材： 壁材5、軒裏材1、保温材1、外壁吹付材2

■アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署（大気環境、廃棄物処理、労働環境）との協議及び協議結果報告書の作成

■既存建築物のCAD図面の作成	既存紙図面： ■有り □無し
	作図対象： 解体範囲
□既存施設の詳細調査及び報告書作成（改修設計に係るもの）	調 査 対 象：

☐ 既存施設の法適合状況調査及び 報告書作成(計画通知に係るもの)	調 査 対 象 :
---	-----------

- ☐計画通知に関する関係機関との打合せ（改修設計に係るもの）
- ☐計画通知図書の作成（改修設計に係るもの）
- ☐計画通知に関する申請手続
 - ☐構造計算適合性判定申請手続
 - ☐建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続
- ☐都市計画法施行規則第60条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続
- ☐春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく住民説明（☐説明会形式、☐個別説明形式）、標識の作成・設置・撤去、説明報告書の作成及び届出手続
- ☐埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続
- ☐春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例に基づく協議
- ☐ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する届け出手続き
- ☐春日部市景観条例に基づく届出手続
- ☐土壌汚染対策法に基づく協議
- ☐住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請手続
- ☐消防法施行令第32条に基づく申請手続
- ☐防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続
- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項前段又は同法付則第3条第8項前段に規定する建築物の建築に関する通知等に関する業務
- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務（モデル建物法による省エネルギー適合判定業務は標準業務に含まれる）
- ☐都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関する業務
- ☐建築物環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- ☐埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請手続（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む）
- ☐災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ☐官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価（詳細な LCC02 を求める場合）
- ☐実験設備に関する検討及び資料の作成
- ☐電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
- ☐内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
- ☐構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
- ☐音声誘導設備に関する検討及び資料の作成

- ☐排水処理設備に関する検討及び資料の作成
- ☐雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
- ☐蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
- ☐設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト削減の検討及び資料の作成
- ☐B I Mデータによる検討及び説明資料の作成
- ☐木造化手法に係る検討

■ P C B の分析調査 及び調査報告書の 作成	調査検体数：1
	調査対象：安定器（照明器具） 型番照会は全種類実施し、不明の場合は分析調査する。 調査検体数は分析調査の数とする。

- P C B の廃棄に関する所管行政部署との協議及び協議結果報告書の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- f. 工期検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- g. アスベスト含有建材の分析調査においては、JIS A 1481-1 による分析では、複数箇所から採取した試料を混合せず1か所から採取した試料を1検体として扱う。JIS A 1481-2 による分析では、3か所以上から採取した試料を混合して1検体として扱う。
- h. 設計の点検における点検時期は、設計方針の策定段階とする。点検実施日の決定のため、受注者は、設計方針の検討状況を監督員に適宜報告する。
- i. 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ 1. (1)一般業務の範囲で「総合」を指定されたものが行い、調整経過を監督員へ報告する。
- j. 設計にあたっては、埼玉県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- k. 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等の最新版を適用する。なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録）

※業務実績情報を登録しない

☐業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者の資格要件

※次のいずれかの資格を有する者

■一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項）

■二級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項）

□木造建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 4 項）

□建築設備士（建築士法第 2 条第 5 項）

□設備設計一級建築士（建築士法第 10 条の 3 第 4 項）

□入札公告による

□_____による

(6) 貸与品等

貸与品等	製本等/ 電子データ	摘要
☐ 適用基準等のうち、貸与するもの ■既存建築物設計図書一式 ☐ 既存工作物設計図書一式 ☐ 既存敷地調査資料（柱状図） ☐	紙媒体	設計図、確認通知書

貸与場所 西金野井第二土地区画整理事務所 窓口、貸与時期 業務着手時

返却場所 西金野井第二土地区画整理事務所 窓口、返却時期 業務着手時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

a. 業務着手時

b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時

d. _____

(8) 成果物等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

(a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

(b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲

について行う。

- (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲

☐ 指定部分の履行期限 令和__年__月__日

b. 成果物の提出場所 西金野井第二土地地区画整理事務所 窓口

c. 成果物の取扱いについて

提出された CAD 及び BIM データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- (a) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- (b) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - ア. 写真を公表すること。
 - イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

本委託対象外

(2) 実施設計

【納品形態】 無印：電子納品、■：紙出力＋電子納品

[illegible]

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
☐ 敷地案内図 ☐ 配置図 ☐ 給排水衛生設備配管系統図 ☒ 給排水衛生設備配管平面図 (各階) ☐ 消火設備系統図 ☐ 消火設備平面図 (各階) ☐ 排水処理設備図 ☒ その他設置設備設計図 ☐ 部分詳細図 ☒ 屋外設備図 ☒ 機器表、器具表 ☒ 工事費概算書 ☐ 各種計算書 ☐ 計画通知に必要な図書 ☐ 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の手續きに必要な図書 ☐ _____	－ 1/200 (400) － 1/100 (200) － 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/30 (60) 1/100 (200) － － － － －	■A4 判 1 部 A4 判 1 部 __部 __部 __部	とし、A3 判の提出については、これを縮小印刷したものとする 設計図の文字は A3 判出力時に高さ・幅共 2.0mm 以上となること (寸法・引出含む)
e. 空調換気設備 空調換気設備設計図 ☒ 仕様書 ☐ 敷地案内図 ☐ 配置図 ☐ 空調設備系統図 ☒ 空調設備平面図 (各階) ☐ 換気設備系統図 ☒ 換気設備平面図 (各階) ☒ その他設置設備設計図 ☐ 部分詳細図 ☒ 屋外設備図 ☒ 機器表、器具表 ☒ 工事費概算書 ☐ 各種計算書 ☐ 計画通知に必要な図書	－ － 1/200 (400) － 1/100 (200) － 1/100 (200) 1/100 (200) 1/30 (60) 1/100 (200) － － － －	■A3 判 1 部 ■A4 判 1 部 A4 判 1 部 __部	CAD データの作成は A1 判図面とし、A3 判の提出については、これを縮小印刷したものとする 設計図の文字は A3 判出力時に高さ・幅共 2.0mm 以上となること (寸法・引出含む)

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
☐ 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の手續きに必要 な図書 ☐ _____	-	____部 ____部	
f. 昇降機等 昇降機設計図 ☐ 仕様書 ☐ 敷地案内図 ☐ 配置図 ☐ 昇降機等平面図 ☐ 昇降機等断面図 ☐ 部分詳細図 ☐ 機器表、器具表 ☐ 工事費概算書 ☐ 各種計算書 ☐ 計画通知に必要な図書 ☐ 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の手續きに必要 な図書 ☐ _____	- - 1/200(400) 1/100(200) 1/100(200) 1/50 - - - - -	A3 判 1 部 A4 判 1 部 A4 判 1 部 ____部 ____部 ____部	CAD データの作成はA1 判図面とし、A3 判の提出については、これを縮小印刷したものとする 設計図の文字はA3 判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること(寸法・引出含む)
g. 積算 ☒ 建築積算資料 ☒ 電気設備積算資料 ☒ 給排水衛生設備積算資料 ☒ 空調換気設備積算資料 ☐ 昇降機等積算資料 各積算資料は以下の図書で構成する 積算数量算出書 積算数量調書 単価資料 見積一覧表等見積検討資料 見積書 営繕工事積算チェックリスト	- - - - - -	☒ A4 判 1 部 ☒ A4 判 1 部 ☒ A4 判 1 部 ☒ A4 判 1 部 ☒ A4 判 1 部	
h. その他 ☐ 日影図	-	____判____部	

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
☐ 透視図	-	__判__部	
☐ 模型	-	-	
☐ 模型写真	-	__判__部	
■工期検討資料	-	■A4判1部	
■リサイクル計画書	-	■A4判1部	
■アスベスト含有建材調査報告書	-	■A4判1部	
■アスベスト含有建材除去に関する所管行政部署との協議結果報告書	-	■A4判1部	
■既存建築物のCAD図面	-	■A3判1部	
☐ 既存施設の調査報告書 (改修設計)	-	__判__部	
☐ 既存施設の法適合状況調査報告書	-	__判__部	
☐ 計画通知図書	-	__判__部	
☐ 構造計算適合性判定申請図書	-	__判__部	
☐ 省エネルギー適合性判定申請図書	-	__判__部	
☐ 都市計画法施行規則第60条に基づく書面の交付申請図書	-	__判__部	
☐ 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例の手続きに必要な図書	-	__判__部	
☐ 福祉のまちづくり条例に基づく通知図書	-	__判__部	
■PCB含有調査結果報告書	-	■A4判1部	
☐ _____申請/届出/通知図書	-	__判__部	
☐ _____調査・検討報告書	-	__判__部	
☐ _____調査・検討報告書	-	__判__部	
☐ _____協議結果報告書	-	__判__部	
☐ _____協議結果報告書	-	__判__部	
■各種技術資料	-	■A4判1部	
■各記録書	-	■A4判1部	
■本工事における官公署等への届出書類一覧	-	■A4判1部	
☐ BEP (BIM 実施計画)			
☐ BIM データ			
☐ BIM データ説明資料			

(3) 成果物に係る一般事項

- a. 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b. 設計図の図面枠は、「JIS Z 8311:1998 製図-製図用紙のサイズ及び図面の様式」による。なお、表題欄の記載内容は、工事(修繕)名称、図面名称、縮尺及び図面 No とし、そのほか監督員との協議による。
- c. 成果物は、原則電子納品とする。納品形態欄の無印は電子納品、■は紙出力+電子納品とする。各成果物の電子データを格納した CD-R 等での納品とし、提出部数は 1 部とする。また、紙出力が指定されている成果物は、CD-R 等及び電子データを出力した紙を納品する。なお、電子データの無い成果物の納品方法は、監督員との協議による。
- d. CADデータの形式は、以下のいずれかとする。
なお、s f c形式で提出する場合は、J w__c a d (<http://www.jwcad.net/>) の最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

CADデータの形式	■ j w w ・ □ s f c ・ ■ p d f ・ □ _____
-----------	---------------------------------------
- e. CADデータ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。
- f. 積算数量調書、単価資料等の作成は、監督員の指示による。なお、時勢等による単価修正作業を含む。
- g. 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。
- h. 工事費概算書は、積算を行う前に見積等により提出し、工事目途額以内となっているか監督員の承諾を得ること。
- i. 既存施設の調査報告書（改修設計）及び既存施設の法適合状況調査報告書は、設計に入る前に写真を含む報告書をまとめて提出し、監督員と設計方針を調整すること。
- j. BIM適用事業における成果物は、BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）（国土交通省）によるほか、監督員と協議の上、納品すること。

適用基準等（〈国〉：国土交通省、〈県〉：埼玉県、〈市〉：春日部市、〈他〉：その他）

a. 共通

- ☐ 〈国〉官庁施設の基本的性能基準
- ☐ 〈国〉官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ☐ 〈国〉官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ☐ 〈国〉官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ☐ 〈他〉学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省）
- ☐ 〈国〉官庁施設の防犯に関する基準
- ☐ 〈国〉官庁施設の環境保全性基準
- 〈県〉埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針
- ☐ 〈国〉官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ☐ 〈県〉埼玉県福祉のまちづくり条例
- ☐ 〈国〉木造計画・設計基準
- ☐ 〈国〉木造計画・設計基準の資料
- ☐ 〈市〉春日部市市有施設の木造化・木質化等に関する指針
- ☐ 〈国〉評価方法基準（住宅の性能に関する評価の方法の基準）
- ☐ 〈国〉公営住宅等整備基準
- ☐ 〈国〉公共住宅建設工事共通仕様書
- ☐ 〈国〉公共住宅標準詳細設計図集
- ☐ 〈国〉高齢者が居住する住宅の設計に係る指針
- ☐ 〈市〉春日部市市営住宅条例
- 〈県〉建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 〈国〉建築物解体工事共通仕様書
- 〈県〉彩の国建設リサイクル実施指針
- 〈県〉建設副産物の手引き
- 〈県〉石綿飛散防止対策マニュアル
- 〈国〉建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- 〈国〉公共建築工事標準単価積算基準
- 〈国〉営繕工事積算チェックマニュアル
- 〈市〉春日部市建築工事積算基準
- 〈市〉春日部市建築工事共通費積算基準
- ☐ 〈国〉官庁営繕事業におけるB I M活用ガイドライン
- ☐ 〈国〉官庁営繕事業におけるB I M活用実施要領
- ☐ 〈国〉B I M適用事業における成果品作成の手引き（案）

b. 建築

- ☐ 〈国〉建築設計基準
- ☐ 〈国〉建築設計基準の資料
- ☐ 〈国〉建築構造設計基準
- ☐ 〈国〉建築構造設計基準の資料
- ☐ 〈国〉構内舗装・排水設計基準

- ☐ <国>構内舗装・排水設計基準の資料
- ☒ <国>建築工事設計図書作成基準
- ☒ <国>建築工事設計図書作成基準の資料
- ☒ <国>建築工事標準詳細図
- ☐ <国>敷地調査共通仕様書
- ☒ <市>春日部市建築工事特別共通仕様書
- ☒ <国>建築工事監理指針
- ☒ <国>建築改修工事監理指針
- c. 建築積算
 - ☒ <国>公共建築数量積算基準
 - ☒ <国>公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ☒ <国>公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - ☐ <国>公共住宅建築工事積算基準
- d. 設備
 - ☐ <国>建築設備計画基準
 - ☐ <国>建築設備設計基準
 - ☒ <国>建築設備工事設計図書作成基準
 - ☐ <国>雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - ☒ <国>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ☒ <国>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ☒ <市>春日部市電気設備工事特別共通仕様書
 - ☒ <市>春日部市機械設備工事特別共通仕様書
 - ☒ <国>電気設備工事監理指針
 - ☒ <国>機械設備工事監理指針
 - ☐ <他>建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
 - ☐ <他>建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
 - ☐ <国>空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
 - ☐ <他>給排水衛生設備規準（（公財）空気調和・衛生工学会）
 - ☐ <他>劇場等演出空間電気設備指針（（一社）電気設備学会）
- e. 設備積算
 - ☒ <国>公共建築設備数量積算基準
 - ☒ <国>公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - ☒ <国>公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ☐ <国>公共住宅電気設備工事積算基準
 - ☐ <国>公共住宅機械設備工事積算基準

案内図

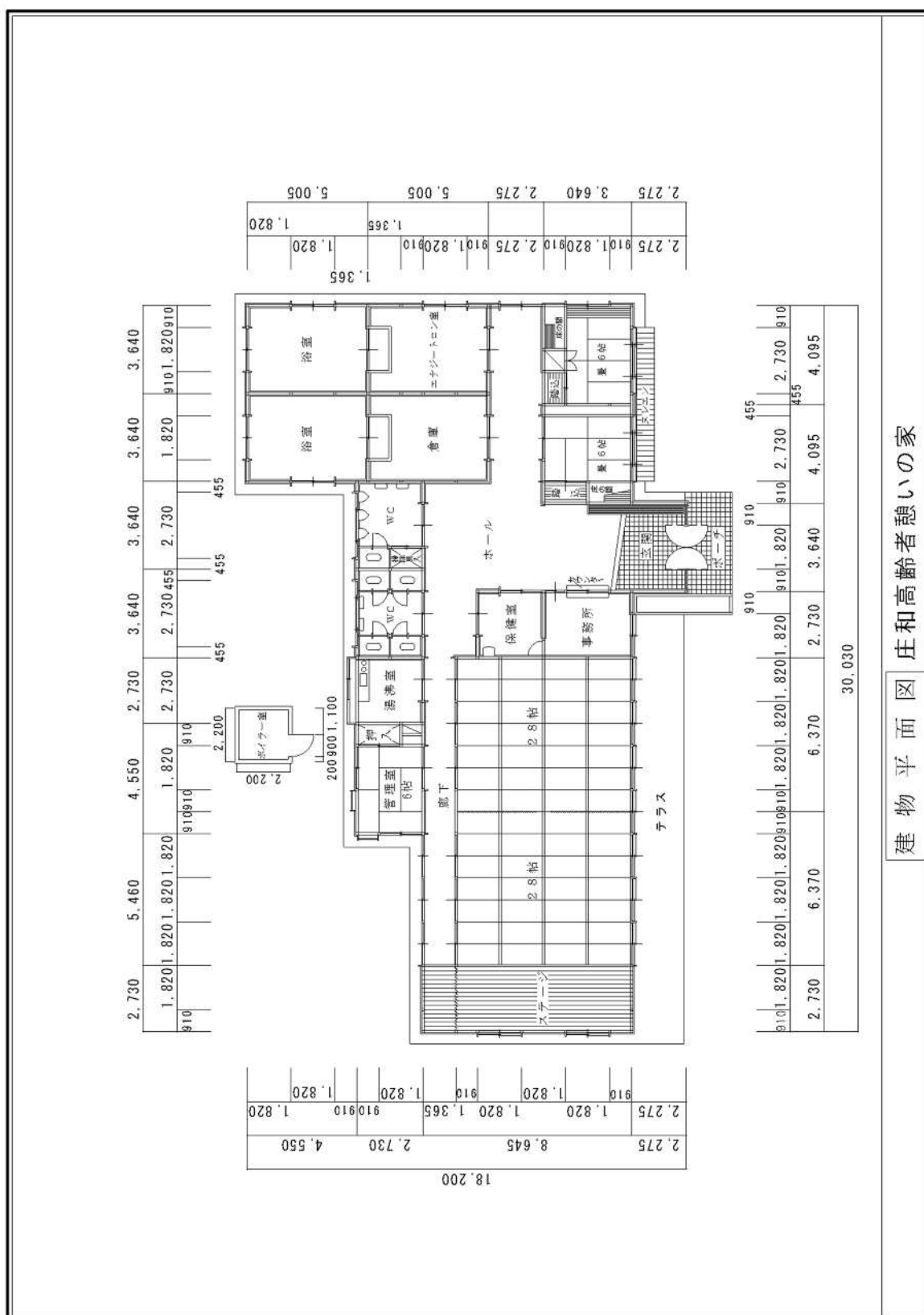


業務委託場所

施設名：春日部市庄和高齢者憩いの家

所在地：春日部市西金野井 1053 番地

建物平面図



設計要求書

本設計業務委託は、春日部市庄和高齢者憩いの家及び外構の解体、整地の設計を行うものである。

- a. 監督員へのヒアリングや現地調査を十分に行い、解体物、残置物を確認すること。
- b. 工事手順・動線を考慮した設計をすること。
- c. 周囲への安全確保・騒音・振動を考慮した仮設計画設計を行うこと。
- d. 建設リサイクル法第9条に基づき分別解体等となるよう設計を行うこと。
- e. 「建設リサイクル法」「彩の国建設リサイクル実施指針」「建設副産物の手引き」等を遵守し建設廃棄物の再資源化等を推進する設計とすること。
- f. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理する設計とすること。
- g. アスベストが含まれていると思われるものは、アスベスト含有建材調査計画書を作成し、計画書に基づき調査を行い、報告書を提出すること。
- h. アスベスト含有調査の結果からアスベストの含有が確認された場合は、設計内容にアスベストの処理等を反映させること。
- i. PCBが含まれていると思われるものは、PCB含有調査又は型番、品番、メーカー等から確認を行い、報告書を提出すること。
- j. PCB含有調査の結果からPCBの含有が確認された場合は、設計内容にPCBの移動等を反映させること。
- k. 関係法令を遵守し、関係官公署等と必要な協議をすること。
- l. 給水、汚水、雨水、ガス、電気の撤去方法を関係機関と協議すること。
- m. 既存紙図面をスキャンしたものを解体工事図面として加工利用してよい。ただし、縮尺を合わせ、印刷した場合に文字が潰れるなど、解読不能とならないようにすること。
- n. 建築、電気設備、機械設備工事毎にまとめて設計及び積算を行うこと。また、設計根拠、資料等は全て明確にして提出すること。
- o. 概算工事費については、令和7年7月31日までに提出を行うこと。
- p. その他、設計条件、成果品提出方法は監督員の指示に従うこと。

以上